

工 事 成 績 評 定 要 領

平成7年7月25日

改正 平成9年10月1日

平成14年4月1日

平成16年4月1日

平成26年6月12日

平成31年4月1日

令和元年11月1日

令和3年3月11日

(目的)

第1条 この要領は、大東市工事監督要綱第12条第2項の規定により、本市の発注する請負工事（以下「工事」という。）の工事成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めるとともに、工事について厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定、および指導育成を目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、請負金額が1,300,000円以上の工事について行うものとする。ただし、工事検査要綱別表第1の各号に掲げる場合は除外することができる。

(評定者)

第3条 評定の行う者（以下「評定者」という。）は、建設工事請負契約書第9条第1項の規定による監督職員、ならびに同契約書第31条第2項の規定による検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定はそれぞれの工事について行うものとする。

2 評定者は、評定ごとに適正かつ公正に行うものとする。

3 評定者となる監督職員または検査職員が2人以上である場合においては、合議の上評定を行うものとする。

4. 評定者は、次の各号に掲げる区分に応じて、評定を行うものとする。

(1) 請負金額が10,000,000円以上の工事は工事成績評定書（様式第1号）および工事成績運用表（別表第1・別表第2・別表第3）により評定する。

(2) 請負金額が10,000,000円未満の工事は工事成績評定書（様式第2号）および工事成績運用表（別表第4・別表第5・別表第6）により評定する。

(評定結果の提出)

第5条 評定者が第4条第4項に基づき作成した工事成績評定書は、契約担当課長が保管するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、評定者から工事成績評定書の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、引き渡し書を取り交わす際に、検査要綱様式第7号の「完成検査結果および成績評定結果通知（以下「評定結果」という。）」を通知するものとする。

(評定の不服申し立て)

第7条 大東市工事検査要綱第16条および、工事担当課長が実施する工事監督検査要領第18条による評定結果通知により、請負者から評定結果について説明の請求があった場合は、検査担当課長および工事担当課長ならびに契約担当課長は協議した上で、請負者に対し回答するものとする。

(評定結果の公表)

第8条 契約担当課長は、請負金額10,000,000円以上の工事について、評定結果を公表するものとする。

(公表の方法)

第9条 公表は工事完了検査評定結果書(様式第3号)を閲覧する方法で行い、評価点については評価判定基準のA(優秀)・B(良好)・C(普通)・D(稍不良)・E(不良)を表示し公表するものとする。

2 前項評定結果の公表は、請負者に通知する日の属する月分を当該月の翌々月から公表し公表期間は通知する月の属する年度の翌々年度までとする。

3 公表閲覧場所は市民情報コーナーにて行う。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月11日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

工事担当課	課長	課長補佐	上席主査	検査担当課	課長

工事成績評定書						契約番号()	
工事名		工事担当課					
業種	土木・建築・電気・機械・通信設備		現場代理人 氏名			監督職員	
請負者			主任・監理技術者 氏名				
請負金額	当初 金 円		最終 金 円			検査職員	
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		契約書第42条 遅延日数 日			遅延損害金 円	
完成年月日	平成 年 月 日		遅延理由			評定結果	
完成検査年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日			評定合計 評定判定	
						(1)～(4)の合計 小数点以下1位 4捨5入	
考査項目 細目	重要度 (%)	評定区分				評点	
		監督職員		検査職員			
		重要度×細目 評価点() =項目評価点	項目評価点計	重要度×細目 評価点() =項目評価点	項目評価点計		
1 完成の 状況	①出来形	30	()=	a × 0.4 = A	()=	b × 0.8 = B	A × 0.5 + B × 0.5 =
	②出来ばえ	20	()=		()=		
	③品質	50	()=		()=		
	計	100	a	A	b	B	
2 施工体制	①施工体制一般	40	()=	a × 0.3 = A	/		A × 0.5 =
	②配置技術者	60	()=				
	計	100	a				
3 施工状況	①施工管理	25	()=	a × 0.3 = A	()=	b × 0.8 = B	A × 0.5 + B × 0.5 =
	②工程管理	25	()=		/		
	③安全管理	25	()=				
	④対外関係	25	()=				
	計	100	a		A	b	
※ 考査項目で不必要な場合には、各項目ごとに比例配分する。(100 / 省略後の重要度計) × 省略後の評価点 = (小数点以下3位 4捨5入)				加減点(別表2・3) 十・一 点		(4)	
所 見	監督職員		検査職員			評価判定基準	
						A 優 秀	100点 ~ 90点
						B 良 好	89点 ~ 70点
						C 普 通	69点 ~ 60点
						D 稍不良	59点 ~ 51点
						E 不 良	50点以下

課長	課長補佐	上席主査

工 事 成 績 評 定 書						契約番号()	
工 事 名						工事担当課	
業 種		土木・建築・電気・機械		現場代理人 氏名		監 督 職 員	
請 負 者				主任技術者 氏名			
請 負 金 額		当初 金 円		最終 金 円		検 査 職 員	
工 期		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		契約書第42条 遅延日数 日		遅延損害金 円	
完 成 年 月 日		平成 年 月 日		遅延理由		評 定 結 果	
完 成 検 査 年 月 日		平成 年 月 日		再 検 査 日 平成 年 月 日		評定合計 評定判定	
						(1)～(4)の合計 小数点以下1位 4捨5入	
考 査 項 目 細 目	重 要 度 (%)	評 定 区 分				評 点	
		監 督 職 員		検 査 職 員			
		重要度×細目 評価点() =項目評価点	項目評価点計	重要度×細目 評価点() =項目評価点	項目評価点計		
1 完 成 の 状 況	①出来形	30	()=	()=	b×0.8=B	A×0.5+B× 0.5=	
	②出来ばえ	20	()=	()=			
	③品 質	50	()=	()=			
	計	100	a	A	B		(1)
2 施 工 体 制	①施工体制一般	40	()=	a × 0.3 = A	/	A×0.5=	
	②配置技術者	60	()=				
	計	100	a				A
3 施 工 状 況	①施工管理	25	()=	a × 0.3 = A	b×0.8=B	A×0.5+B× 0.5=	
	②工程管理	25	()=				
	③安全管理	25	()=				
	④対外関係	25	()=				
	計	100	a	A	b		B
※ 考査項目で不必要な場合には、各項目ごとに比例配分する。(100 /省略後の重要度計) ×省略後の評価点=(小数点以下3位 4捨5入)				加減点(別表) 十・一 点		(4)	
所 見	監督職員		検査職員		評 価 判 定 基 準		
					A 優 秀	100点～90点	
					B 良 好	89点～70点	
					C 普 通	69点～60点	
					D 稍不良	59点～51点	
				E 不 良	50点以下		

工事完了検査評定結果書

契約番号	
工事名	
工事場所	
請負者	
工期	
評定結果	
備考	